

## 第2章 公害等調整委員会における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されて以来、令和4年度末までに公害等調整委員会（昭和47年6月30日以前は中央公害審査委員会）に係属した公害紛争事件は、1,125件である。その内訳は、あっせん事件3件、調停事件737件、仲裁事件1件、裁定事件376件（責任裁定事件219件、原因裁定事件157件）及び義務履行勧告事件8件となっている。これらのうち、終結しているのは、あっせん事件3件、調停事件736件、仲裁事件1件、裁定事件338件（責任裁定事件201件、原因裁定事件137件）及び義務履行勧告事件7件の計1,085件である（表1-2-1、付録1参照）。

令和4年度に公害等調整委員会が受け付けた事件は24件で、これに前年度から繰り越された48件を加えた計72件が4年度に係属した。このうち、32件が4年度中に終結し、残り40件は翌年度に繰り越された。

令和4年度に受け付けた24件について、公害の種類別に見ると、騒音に関するものが17件、振動に関するものが6件、大気汚染に関するものが5件、悪臭に関するものが2件、水質汚濁に関するものが1件、地盤沈下に関するものが1件、土壌汚染に関するものが0件となっている（重複集計）。

また、同様に、申請人等が個人であるか法人であるかを見ると、個人が24件となっている。

なお、これ以外に公害等調整委員会では、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づく付随的な事後手続として、慰謝料額等変更申請を処理している（詳細については本章第1節1(3)参照）。

表1-2-1 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	あっせん			調停			仲裁			裁定			義務履行勧告			計			
	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和																			
45・46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	-	-	-	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	0	3	0	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18
21	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
22	0	0	0	3	4	1	0	0	0	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38
23	0	0	0	5	5	1	0	0	0	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45
24	0	0	0	5	3	3	0	0	0	23(10)	29(12)	38(20)	1	1	0	74	29	33	41
25	0	0	0	5	6	2	0	0	0	32(9)	21(7)	49(22)	0	0	0	78	37	27	51
26	0	0	0	2	2	2	0	0	0	18(6)	25(7)	42(21)	0	0	0	71	20	27	44
27	0	0	0	1	0	3	0	0	0	15(5)	28(12)	29(14)	0	0	0	60	16	28	32
28	0	0	0	4	6	1	0	0	0	16(9)	25(15)	20(8)	0	0	0	52	20	31	21
29	0	0	0	1	0	2	0	0	0	12(5)	11(5)	21(8)	1	1	0	35	14	12	23
30	0	0	0	2	2	2	0	0	0	22(11)	13(7)	30(12)	0	0	0	47	24	15	32
令和元	0	0	0	1	1	2	0	0	0	19(8)	14(6)	35(14)	0	0	0	52	20	15	37
2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	14(5)	15(5)	34(14)	0	0	0	51	14	15	36
3	0	0	0	1	2	1	0	0	0	23(16)	10(7)	47(23)	0	0	0	60	24	12	48
4	0	0	0	2	2	1	0	0	0	21(12)	30(15)	38(20)	1	0	1	72	24	32	40
計	3	3		737	736		1	1		376 (157)	338 (137)		8	7		1,125	1,085		

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。  
 2 平成8年度の「調停」の受付件数には分離事件が2件、26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が1件含まれている。  
 3 「裁定」の( )内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。  
 4 本表において、「新規受付」とは新たな申請がなされた事件、「終結」とは紛争処理手続を終えた事件、「未済」とは終結に至っていない事件をいう。  
 5 このほか、不知火海岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請が令和4年度までに573件係属した(表1-2-4参照)。

## 第1節 令和4年度に係属した調停事件

令和4年度に公害等調整委員会が受け付けた調停事件は、2件であり、これに前年度から繰り越された1件を加えた計3件が4年度に係属し、このうち2件は同年度に終結し、残り1件は翌年度に繰り越された。

また、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連する慰謝料額等変更申請は、前年度から繰り越された1件に新たに受け付けた2件を加えた計3件が令和4年度に係属し、このうち1件が同年度に終結し、残り2件は翌年度に繰り越された。

### 1 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件

#### (1) 事件の概要

本事件は、熊本県から鹿児島県にまたがる不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ株式会社水俣工場からの排水に起因した水俣病に罹患し、これによって精神上及び財産上の損害を被ったとして、チッソ株式会社を相手方（被申請人）として、賠償金の支払等を内容とする調停を求めたものである。

現在の調停手続では、水俣病患者の症状等に応じ、患者グループとチッソ株式会社との間の補償協定に定められたA、B、Cの3ランクのいずれに該当するかの判定を公害等調整委員会に求めることとした患者について、ランク付けを行い、各ランクに応じて個々人の補償額等の決定、家族の補償等を中心とした調停を行っている（ランク別の補償額等調停の内容については、表1-2-6参照）。（注）

申請は、昭和46年12月24日以降令和4年度末までに621件（患者数1,557人）となっている（表1-2-2）。

これらの申請は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。なお、同法の施行（昭和49年9月1日）前は（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号））及び水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和53年法律第104号）により水俣病と認定された患者又はその遺族からのものである（表1-2-3）。

（注）水俣病患者の補償問題については、昭和48年3月20日、熊本地方裁判所において、原告勝訴判決があり、チッソ株式会社の不法行為責任が認められ、症度等に応じた慰謝料の支払が命じられた。

また、昭和48年4月27日、公害等調整委員会に係属中であった調停申請について、30人の患者とチッソ株式会社との間の調停が成立した。調停内容は、慰謝料については熊本水俣判決と同様の金額としたほか、特別調整手当（年金）の支給等を定めている。

さらに、昭和48年7月9日、訴訟や調停によらず、同社と直接交渉を行って補償問題の解決を図ろうとした患者グループが、同社との間に補償協定を締結した。協定は、上記判決及び調停の内容を踏まえ、患者へのA、B、Cの3ランクに応じた補償に加え、患者の医療及び生活保障のための基金設定を骨子としている。同日、他の患者グループもそれぞれ同じ内容の協定を締結した。その後、更に幾つかの患者グループが同様に協定を締結している。

協定は、それぞれのグループに属する患者について適用されるものであるが、協定締結以降に認定された患者についても、その希望に応じて適用されることになっている。

#### (2) 事件の処理経過

昭和48年度の第1次調停以来、令和4年度末までに56次にわたる調停を実施し、610件（患者数1,467人）について調停が成立した（表1-2-2）。

### (3) 慰謝料額等変更申請

水俣病事件の調停の成立した患者のうち、Bランク及びCランクの生存者の場合には、調停条項の中に、「将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができる。」という条項がある（「(4)調停調書の例」参照）。

第1次調停以降の調停成立者のうちから、この調停条項に基づいてなされた慰謝料額等変更申請を、令和4年度末までに571件処理した（表1-2-4）。令和4年度は前年度に受け付けた申請1件に新たに受け付けた2件を加えた計3件が係属し、このうち1件は4年度中に処理され、残り2件は翌年度に繰り越された（表1-2-5）。

### (4) 調停調書の例

Bランク生存者の場合の調停調書の例は、次のとおりである。

なお、Aランク生存者の場合の例は、慰謝料等の金額が異なること、第3項、第4項及び第6項（将来の申請人の症状の変化に関する取扱い）相当の定めがないことのほかは、このBランクの例と同様である。また、Cランク生存者の場合の例は、慰謝料等の金額が異なること、第5項（家族の慰謝料支払）相当の定めがないこと等のほかは、このBランクの例と同様である（表1-2-6）。

#### [Bランク調停調書の例]

〇〇年（調）第〇号

#### 調 停 調 書

（申請人の住所）

申請人 （ 氏 名 ）

大阪市北区中之島三丁目3番23号

被申請人 チッソ株式会社

上記代表者代表取締役 （ 氏 名 ）

上記当事者間の損害賠償調停申請事件について、当調停委員会は、〇〇年〇月〇日〇時〇分水俣市〇〇会議室において

調停委員長 （ 氏 名 ）

調停委員 （ 氏 名 ）

調停委員 （ 氏 名 ）

列席し第1回調停期日を開いた。

申 請 人 （ 氏 名 ）

被申請人代理人 （ 氏 名 ） 各出頭

上記期日において明確にした事項は、次のとおりである。

#### 申請人が調停を求めた事項

申請人の申請の趣旨とするところは、申請人が被申請人会社水俣工場の排水に起因した水俣病に罹り、これによって精神上、財産上の損害を蒙ったことにつき、〇〇年〇月〇日、被申請人との間で成立した協定に基づき、妥当な賠償金の支払いを含む適切な調停を求めるというにある。

当調停委員会が、慰謝料の支払いその他の給付をさせる調停案を作成し、調停手続を進めたところ、当事者双方は、調停案を受諾し、別紙調停条項のとおり、調停が成立した。

当事者双方は、それぞれ、本調書の記載が相違ないことを承認し、署名した。

申 請 人 ( 氏 名 )

被申請人代理人 ( 氏 名 )

〇〇年〇月〇日

公害等調整委員会調停委員会

調停委員長 ( 氏 名 ) 印

調停委員 ( 氏 名 ) 印

調停委員 ( 氏 名 ) 印

公害等調整委員会事務局

審 査 官 ( 氏 名 ) 印

#### 調 停 条 項

1 被申請人は、申請人に対し申請人本人の水俣病罹患について損害賠償責任があることを認め、以下各項に定める金員を支払う。

(1) 申請人本人に対する慰謝料金1,700万円及びこれに対する〇〇年〇月〇日（以下「認定申請日」という。）以降〇〇年〇月〇日まで、内金1,600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金1,100万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金100万円に対する同月〇日以降支払済みに至るまで、それぞれ、年5分の割合による遅延損害金

その支払方法は、元金内金100万円については〇〇年〇月〇日支払済みの仮払金100万円、元金内金1,000万円については同年〇月〇日及び同年〇月〇日支払済みの仮払金各金500万円、元金内金500万円については同年〇月〇日支払済みの仮払金540万円の内金500万円をもって充当し、前記遅延損害金中金40万円については、前記仮払金540万円の内金40万円をもって充当し、前記元金及び遅延損害金の残額については、〇〇年〇月〇日限り申請人方に送金して支払う。

(2) 治療費

認定申請日以降の公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」という。）の規定による療養費及び療養手当に相当する額

(3) 介護費

認定申請日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額

(4) 特別調整手当

〇〇年〇月〇日以降1月につき金9万7,000円の割合による額（令和5年3月現在）

その支払方法は、毎月20日限りその月分を申請人方に送金して支払う。ただし、〇〇年〇月分までについては、既に支払済みの仮払金をもって充当する。

(5) 葬祭料

患者である申請人が将来死亡した場合における葬祭を主宰する者に対する葬祭料として、金56万8,000円（令和5年3月現在）

その支払方法は、当該主宰者より請求があったとき直ちに主宰者に送金して支払う。

2 前項の(4)及び(5)の金員については、物価の変動に応じ、総務省において作成する年度平均の熊本市消費者物価指数を用い、〇〇年6月1日から起算して2年を経過した6月1日ごとに、それぞれの前年度の同指数の比率により改定するものとし、その中間の年の6月1日において、前年度の同指数が前々年度のそれより5%を上回った場合においては、当該時期において改定するものとする。

上記改定額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。

3 将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができる。

4 前項の規定により金額が変更された場合においては、被申請人は、変更された金額に係る差額を変更の申請時から支払う。

- 5 申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 6 第3項の申請により金額が変更された場合においては、申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 7 申請人が水俣病により（その余病若しくは併発症又は水俣病に関係した事故による場合を含む。）死亡したときは、相続人は、申請人本人の慰謝料につき、申請人の配偶者、子及び父母は、自己の慰謝料につき、それぞれ、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 8 被申請人は、水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。
- 9 被申請人は、将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定を誠実に遵守履行する。
- 10 当事者双方は、本調停によって本件紛争の一切を解決したものとし、以後互いに協力して、調停条項の円滑な実施に努める。
- 11 本件調停手続の費用は、被申請人の負担とする。

表 1-2-2 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の処理状況

年度	区分		受付		終結		未済	
	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
昭和	46	4 件	31 人	0 件	0 人	4 件	31 人	
	47	11	147	0	0 (3)	15	175	
	48	25	193	10 (1)	106 (1)	29	261	
	49	8	28	21	172	16	117	
	50	42	259	24	253 (1)	34	122	
	51	54	117	40	131 (1)	48	107	
	52	62	206	32 (1)	86 (1)	77	226	
	53	41	112	71 (8)	161 (81)	39	96	
	54	48	72	34	86 (1)	53	81	
	55	34	43	49	71	38	53	
	56	43	49	33	48	48	54	
	57	48	62	40	45	56	71	
	58	42	54	45 (1)	55 (1)	52	69	
	59	31	41	40	53	43	57	
	60	31	39	38	49	36	47	
	61	31	38	44	57	23	28	
	62	21	21	28	33	16	16	
	63	14	14	18	18	12	12	
平成	元	5	5	12	12	5	5	
	2	13	13	9	9	9	9	
	3	2	2	10	10	1	1	
	4	1	1	1	1	1	1	
	5	1	1	1	1	1	1	
	6	0	0	1	1	0	0	
	7	0	0	0	0	0	0	
	8	0	0	0	0	0	0	
	9	0	0	0	0	0	0	
	10	0	0	0	0	0	0	
	11	0	0	0	0	0	0	
	12	2	2	1	1	1	1	
	13	0	0	1	1	0	0	
	14	0	0	0	0	0	0	
	15	0	0	0	0	0	0	
	16	0	0	0	0	0	0	
	17	0	0	0	0	0	0	
	18	0	0	0	0	0	0	
	19	1	1	1	1	0	0	
	20	0	0	0	0	0	0	
	21	0	0	0	0	0	0	
	22	2	2	2	2	0	0	
	23	0	0	0	0	0	0	
	24	0	0	0	0	0	0	
	25	0	0	0	0	0	0	
	26	1	1	0	0	1	1	
	27	1	1	0	0	2	2	
	28	1	1	3	3	0	0	
	29	0	0	0	0	0	0	
	30	0	0	0	0	0	0	
令和	元	0	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	0	
	3	0	0	0	0	0	0	
	4	1	1	1	1	0	0	
計		621	1557	610(11)	1,467(90)			

(注) ( ) 内は取下げ等の外数である。

表1-2-3 年度別水俣病認定患者数

年度	区分	認定機関別認定患者数				
		合計	環境省	熊本県	鹿児島県	
昭和31～	45	121 人	人	116 人	5 人	
	46	60		58	2	
	47	216		204	12	
	48	358		292	66	
	49	44		29	15	
	50	161		146	15	
	51	148		109	39	
	52	240		196	44	
	53	175		125	50	
	54	143	1	115	27	
	55	71	5	43	23	
	56	77	3	54	20	
	57	95	10	66	19	
	58	68	1	45	22	
	59	67	5	36	26	
	60	54	0	29	25	
	61	60	1	43	16	
	62	40	3	15	22	
	63	19	1	6	12	
	平成	元	13	1	1	11
		2	18	0	7	11
		3	4	1	0	3
		4	3	0	1	2
		5	1	0	1	0
		6	1	0	1	0
		7	3	0	3	0
		8	2	0	1	1
		9	0	0	0	0
		10	0	0	0	0
		11	2	0	1	1
		12	1	0	0	1
		13	0	0	0	0
		14	0	0	0	0
15		0	0	0	0	
16		0	0	0	0	
17		0	0	0	0	
18		1	0	1	0	
19		2	0	2	0	
20		1	0	0	1	
21		2	0	2	0	
22		0	0	0	0	
23		2	0	2	0	
24		0	0	0	0	
25		3	0	3	0	
26		1	0	0	1	
27		3	0	2	1	
28		2	0	2	0	
29		0	0	0	0	
30		0	0	0	0	
令和	元	1	0	1	0	
	2	0	0	0	0	
	3	0	0	0	0	
	4	1	0	1	0	
計		2,284	32	1,759	493	

- (注) 1 昭和31～45年度の期間は、昭和31年12月1日～46年3月31日である。  
 2 昭和31～45年度の期間の認定患者数は、(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行以前の県条例等により判定された死亡者45人(熊本県44人、鹿児島県1人)を含む。  
 3 令和元年度の期間には、平成31年4月を含む。  
 (資料) 環境省、熊本県、鹿児島県調べ



表 1 - 2 - 4 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の慰謝料額等変更申請の処理件数

区分		受付	終結	未済	
年度					
昭和	49	13件	0件	13件	
	50	13	0	26	
	51	8	12	22	
	52	42	12	52	
	53	46	10	88	
	54	15	33	70	
	55	22	49	43	
	56	29	33	39	
	57	39	30	48	
	58	29	39	38	
	59	25	31	32	
	60	23	31	24	
	61	33	28	29	
	62	22	34	17	
	63	18	22	13	
	平成	元	14	15	12
		2	14	19	7
		3	18	13	12
		4	15	18	9
		5	21	17	13
		6	9	13	9
		7	11	11	9
		8	7	10	6
		9	10	10	6
		10	5	8	3
11		7	5	5	
12		7	5	7	
13		2	7	2	
14		0	2	0	
15		1	1	0	
16		4	0	4	
17		4	6	2	
18		9	8	3	
19		5	5	3	
20		2	3	2	
21		4	3	3	
22		3	3	3	
23		4	5	2	
24		2	2	2	
25		1	2	1	
26	2	1	2		
27	1	3	0		
28	4	2	2		
29	1	2	1		
30	0	1	0		
令和	元	4	4	0	
	2	2	2	0	
	3	1	0	1	
	4	2	1	2	
計		573	571		

表 1 - 2 - 5 令和4年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停申請事件の  
慰謝料額等変更申請一覧

事 件 番 号	申 請 受 付 年 月 日	処 理 年 月 日
56年（調）第39号	令和3.11.19	令和4.6.30
60年（調）第12号	令和4.9.5	
56年（調）第39号	令和5.3.3	
計 3 件		計 1 件

表 1-2-6 水俣病ランク別補償額等一覧

項目	区分	A ランク	B ランク	C ランク	備 考
1	慰謝料	1,800万円	1,700万円	1,600万円	水俣病認定申請日から年5分の遅延損害金
2	治療費	昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による医療費及び医療手当並びに同年9月1日以降の補償法の規定による療養費及び療養手当に相当する額			昭和48年7月9日以降の水俣病認定者は認定申請日から支給
3	介護手当	昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による介護手当に相当する額に月1万円を加算した額及び同年9月1日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額			同上
4	特別調整手当				(1) 2年ごとに物価スライド(ただし、物価変動が著しい場合は1年目にも改定) (2) 昭和48年4月27日以降の水俣病認定者は認定日から支給
	昭和 48.4.27~ 49.5.31	6万 円/月	3万 円/月	2万 円/月	
	49.6.1~ 50.5.31	7万 円/月	3万5,000円/月	2万4,000円/月	
	50.6.1~ 51.5.31	8万5,000円/月	4万3,000円/月	3万 円/月	
	51.6.1~ 52.5.31	9万4,000円/月	4万8,000円/月	3万4,000円/月	
	52.6.1~ 53.5.31	10万2,000円/月	5万2,000円/月	3万7,000円/月	
	53.6.1~ 54.5.31	11万 円/月	5万6,000円/月	4万 円/月	
	54.6.1~ 56.5.31	11万4,000円/月	5万8,000円/月	4万2,000円/月	
	56.6.1~ 58.5.31	12万9,000円/月	6万6,000円/月	4万8,000円/月	
	58.6.1~ 60.5.31	13万5,000円/月	6万9,000円/月	5万1,000円/月	
	60.6.1~ 62.5.31	14万2,000円/月	7万3,000円/月	5万4,000円/月	
	平成 元.5.31	14万5,000円/月	7万5,000円/月	5万5,000円/月	
	元.6.1~ 3.5.31	14万6,000円/月	7万6,000円/月	5万6,000円/月	
	3.6.1~ 5.5.31	15万7,000円/月	8万2,000円/月	6万 円/月	
	5.6.1~ 7.5.31	16万5,000円/月	8万6,000円/月	6万3,000円/月	
	7.6.1~ 9.5.31	16万8,000円/月	8万8,000円/月	6万5,000円/月	
	9.6.1~ 11.5.31	16万9,000円/月	8万9,000円/月	6万6,000円/月	
	11.6.1~ 13.5.31	17万3,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
	13.6.1~ 15.5.31	17万2,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
	15.6.1~ 17.5.31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
	17.6.1~ 19.5.31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
	19.6.1~ 21.5.31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
	21.6.1~ 23.5.31	17万3,000円/月	9万2,000円/月	6万8,000円/月	
	23.6.1~ 25.5.31	17万1,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
	25.6.1~ 27.5.31	17万 円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
	27.6.1~ 29.5.31	17万7,000円/月	9万5,000円/月	7万1,000円/月	
	令和 元.5.31	17万9,000円/月	9万6,000円/月	7万2,000円/月	
	元.6.1~ 3.5.31	18万1,000円/月	9万7,000円/月	7万3,000円/月	
	3.6.1~ 5.5.31	18万1,000円/月	9万7,000円/月	7万3,000円/月	

項目	区分	A ランク	B ランク	C ランク	備 考
5 葬祭料		期 間		金 額	(1) 4の備考(1)に同じ (2) 死亡時の金額を葬祭の主事者に支給
	昭和	49. 5. 31まで		20万 円	
		49. 6. 1 ~	50. 5. 31	23万3,000円	
		50. 6. 1 ~	51. 5. 31	28万3,000円	
		51. 6. 1 ~	52. 5. 31	31万3,000円	
		52. 6. 1 ~	53. 5. 31	33万9,000円	
		53. 6. 1 ~	54. 5. 31	36万4,000円	
		54. 6. 1 ~	56. 5. 31	37万5,000円	
		56. 6. 1 ~	58. 5. 31	42万2,000円	
		58. 6. 1 ~	60. 5. 31	44万1,000円	
		60. 6. 1 ~	62. 5. 31	46万3,000円	
		62. 6. 1 ~	平成 元. 5. 31	47万1,000円	
	平成	元. 6. 1 ~	3. 5. 31	47万4,000円	
		3. 6. 1 ~	5. 5. 31	50万8,000円	
		5. 6. 1 ~	7. 5. 31	53万3,000円	
		7. 6. 1 ~	9. 5. 31	54万3,000円	
		9. 6. 1 ~	11. 5. 31	54万5,000円	
		11. 6. 1 ~	13. 5. 31	55万7,000円	
		13. 6. 1 ~	15. 5. 31	55万4,000円	
		15. 6. 1 ~	17. 5. 31	54万6,000円	
		17. 6. 1 ~	19. 5. 31	54万4,000円	
		19. 6. 1 ~	21. 5. 31	54万2,000円	
		21. 6. 1 ~	23. 5. 31	54万9,000円	
		23. 6. 1 ~	25. 5. 31	54万3,000円	
	25. 6. 1 ~	27. 5. 31	53万8,000円		
	27. 6. 1 ~	29. 5. 31	55万8,000円		
	29. 6. 1 ~	令和 元. 5. 31	56万4,000円		
令和	元. 6. 1 ~	3. 5. 31	56万8,000円		
	3. 6. 1 ~	5. 5. 31	56万8,000円		
6 症状の見直し		将来、症状に、上位ランクに変更することを相当とするような変化が生じたときは、調停委員会に対し、上記1及び4の金額の変更を申請することができる。			
7 近親者の慰謝料		配偶者等の慰謝料につき、その存否及び金額の決定を、調停委員会に代理申請できる。			
		上記6により、金額の変更があったとき、左の代理申請ができる。			
8 申請人が水俣病により死亡したときの慰謝料		相続人等は、死亡者本人及び自己の慰謝料につき、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。			
9 患者・家族の福祉対策		チッソ株式会社は水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。			
10 公害防止対策		チッソ株式会社は将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定は、誠実にこれを遵守履行する。			
11 調停手続費用		チッソ株式会社の負担			

(注) 上記表中「(旧) 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号)」は「(旧) 特別措置法」と、「公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)」は「補償法」とそれぞれ略称した。

## 2 東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件

(公調委令和3年(調)第3号事件)

### (1) 事件の概要

令和3年9月7日、埼玉県新座市の住民6人から、隣接する東京都東久留米市内の入浴施設を運営する会社を相手方(被申請人)として、埼玉県知事に以下の事項を内容とする調停を求める申請があった。

① 被申請人は、騒音について法律に基づく規制基準内にとどまるような防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。

② 騒音については以下のとおり。

i 露天風呂からの人の声等、ii 露天風呂のテレビや滝の音、iii 北側室外機の音、iv 入浴施設のBGMや店内放送、v 排水・排気の音、vi 車のアイドリング音、vii 夜間工事の騒音

③ 被申請人は、法律に基づく騒音基準内にとどまることができない場合は直ちに営業又は工事を中止すること。

埼玉県知事は、公害紛争処理法第27条第3項の規定に基づき、連合審査会の設置について、関係する東京都知事と協議したが、協議が調わなかったため、同条第5項の規定により、令和3年9月27日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会は、同年10月18日に本件を受け付けた。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件受付後、直ちに調停委員会を設け、被申請人の運営する入浴施設からの騒音と、申請人らに生じた生活環境被害との因果関係に関する専門的事項を調査するため必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するとともに、7回の調停期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和5年1月19日の第8回調停期日において、調停が成立し、本事件は終結した。

## 3 横浜市における東海道新幹線騒音被害防止等調停申請事件

(公調委令和4年(調)第6号事件)

### (1) 事件の概要

令和4年10月28日、横浜市の住民1人から、自宅南側に新幹線を走行させている鉄道会社を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。

① 被申請人は、環境基本法等に定める適正な新幹線騒音対策を申請人宅において速やかに実施すること。

② 被申請人は、申請人に対し、令和5年1月1日から前項の対策の実施済みまで、1日当たり金1万円を支払うこと。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件受付後、直ちに調停委員会を設け、手続を進めている。

## 第2節 令和4年度に係属した裁定事件

令和4年度に公害等調整委員会が受け付けた裁定事件は、21件であり、これらに前年度から繰り越された47件を加えた計68件が4年度に係属した。このうち30件が4年度に終結し、残り38件が翌年度に繰り越された（表1-2-1）。

### 1 熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委平成30年（セ）第5号事件・令和2年（セ）第4号事件）

#### (1) 事件の概要

平成30年11月1日、熊本県熊本市の住民2人から、隣接する飲食店経営者を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人が経営する飲食店からの騒音・悪臭により、睡眠障害、過大なストレス、ぜん息等の健康被害が生じているほか、油煙・悪臭による財産被害及び精神的苦痛を受けているため、移転費用等や精神的苦痛に対する慰謝料として、被申請人に対し、損害賠償金合計5401万6694円の支払を求めたものである。

その後、令和2年4月3日、同市の住民2人から、同飲食店経営者を相手方として、24時間換気システムの設備費や精神的苦痛に対する慰謝料等の損害賠償金合計337万7600円の支払を求める責任裁定申請があり（公調委令和2年（セ）第4号事件）、同年6月15日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、熊本県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する飲食店からの騒音・悪臭と申請人らに生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、委託調査、事務局による現地調査等を実施したほか、1回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和4年6月30日、本件各申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成30年（セ）第5号 熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件（以下「第1事件」という。）

公調委令和2年（セ）第4号 熊本市における飲食店からの悪臭・騒音による財産被害等責任裁定申請事件（以下「第2事件」という。）

裁 定

（当事者省略）

主 文

第1事件申請人ら及び第2事件申請人らの本件各裁定申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 第1事件申請人ら

(1) 被申請人は、申請人aに対し、5301万6694円を支払え。

(2) 被申請人は、申請人bに対し、100万円を支払え。

## 2 第2事件申請人ら

(1) 被申請人は、申請人cに対し、237万7600円を支払え。

(2) 被申請人は、申請人dに対し、100万円を支払え。

## 3 被申請人

主文同旨

### 第2 事案の概要

第1事件は、被申請人の経営するレストラン（以下「本件店舗」という。）の隣接地に居住する第1事件申請人ら（以下「申請人aら」という。）が、本件店舗より生ずる悪臭及び騒音により精神的苦痛を被り、また、窓を開けて生活することができずエアコン等の設備購入を余儀なくされた上、現住地において生活することが困難な状態に陥ったなどと主張し、被申請人に対し、申請人a（以下「申請人a」という。）は住宅移転費用及び慰謝料等合計5301万6694円、申請人b（以下「申請人b」という。）は慰謝料100万円の各支払を求める事案である。

第2事件は、本件店舗南側にある駐車場の隣接地に居住する第2事件申請人ら（以下「申請人cら」といい、申請人aらと併せて「申請人ら」という。）が、本件店舗より生ずる悪臭及び騒音により精神的苦痛を被り、また、それらを避けるためにサンルームの設置を余儀なくされたなどと主張し、被申請人に対し、申請人c（以下「申請人c」という。）はサンルーム設置費用及び慰謝料等合計237万7600円、申請人d（以下「申請人d」という。）は慰謝料100万円の各支払を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

## 2 渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成31年(セ)第1号事件)

### (1) 事件の概要

平成31年1月21日、東京都渋谷区の住民1人から、宿泊施設経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、隣接する宿泊施設に設置された室外機等からの低周波音及び同宿泊施設の催事場バルコニーからの楽器演奏や人声等の騒音により、耳鳴り、不眠症等の健康被害等を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の経営する宿泊施設から発生する騒音及び低周波音と申請人に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、委託調査、事務局による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和4年12月5日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成31年（セ）第1号 渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、550万円及びこれに対する平成31年1月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、申請人の居住するマンション（以下「本件マンション」という。）の向かい側にある土地でホテル（以下「本件ホテル」という。）を経営している被申請人に対し、①本件ホテルに設置された空調設備の室外機等の機器から生ずる騒音・低周波音（以下、併せて「騒音等」という。）及び②本件ホテルの催事場で行われる催事の際の客の声や楽器の音等の騒音により、申請人の人格権が侵害され、多大な精神的・肉体的苦痛を被っているとして、民法第709条に基づき、騒音等が生じてから平成30年12月31日までの間の慰謝料等合計550万円及びこれに対する平成31年1月1日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合の遅延損害金の支払を求める事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照）

### 3 新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委平成31年（セ）第4号事件）

#### (1) 事件の概要

平成31年3月11日、東京都新宿区の住民1人から、隣接する商業ビルを所有する会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が所有する商業ビルの排気ダクト等から発生する低周波音により、睡眠不足等の精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の所有する商業ビルの排気ダクト等から発生する低周波音と申請人に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。



#### 4 奈良県安堵町<sup>あんど</sup>における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委平成31年(セ)第5号事件・平成31年(ゲ)第4号事件・令和4年(調)第3号事件)

##### (1) 事件の概要

平成31年4月2日、奈良県安堵町の住民1人から、牛舎を所有する畜産会社を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、被申請人が、所有する牛舎から牛の尿を農業用水路に不法投棄したことによる悪臭によって、申請人が、吐き気、食事も困難な状況等の健康被害等を受けているため、被申請人に対し、慰謝料として、損害賠償金100万円の支払を求めたものである。

原因裁定申請事件は、申請人宅の周辺に生じている悪臭、特に夏期における虫の大量発生により、申請人に吐き気、窓を開けられず食事も困難な状況等の健康被害等が生じているのは、被申請人が、牛舎から牛の尿を農業用水路に不法投棄したことによる悪臭によるものである、との裁定を求めたものである。裁定委員会は、令和元年5月14日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

##### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、農業用水路に排出された牛の尿を含む汚水による悪臭と申請人に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和4年6月17日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び同第42条の33の規定により職権で調停に付し(公調委令和4年(調)第3号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同年6月28日、第1回現地調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了した。

#### 5 宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件

(公調委平成31年(ゲ)第5号事件)

##### (1) 事件の概要

平成31年4月5日、福岡県宗像市の住民5人から、一部事務組合(関係2市により組織)、水道事業者及び建設会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らの所有する家屋等に生じた被害は、被申請人らが軟弱地盤を安定した地盤と誤認し、事前調査や土留め工など必要な配慮を行わずに配水管敷設替工事を実施したことによるものである、との裁定を求めたものである。

##### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、福岡県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人らが実施した配水管布設替工事と申請人らの家屋等に生じた財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和4年6月29日、本件各申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成31年（ゲ）第5号 宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人らの本件各裁定申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

(1) 申請人 a 及び申請人 b の求める裁定

申請人 a が居住し、申請人 b が所有する福岡県宗像市〇〇に所在する家屋等に生じた被害は、被申請人らが実施した c 地区配水管布設替工事によるものである。

(2) 申請人 d 及び申請人 e の求める裁定

申請人 d 及び申請人 e が居住し、所有する福岡県宗像市△△に所在する家屋等に生じた被害は、被申請人らが実施した c 地区配水管布設替工事によるものである。

2 被申請人ら

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人らが、申請人 a の自宅並びに申請人 d 及び申請人 e（以下、併せて「申請人 d ら」という。）の自宅が面する道路（以下「本件道路」という。）において、被申請人 f がした c 地区配水管布設替工事（以下「本件工事」という。）の際、本件工事による地盤変動又は振動により、申請人ら宅にひび割れ等の損傷が生じたとして、本件工事を行った被申請人 f、本件工事の発注者である被申請人 g 及び本件工事の設計等を行った被申請人 h を相手方として、申請人ら宅に生じた損傷が本件工事によるものであるとの裁定を求める事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照）

## 6 桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件

（公調委令和元年（ゲ）第1号事件）

### (1) 事件の概要

令和元年6月3日、埼玉県桶川市の住民1人から、金属精錬会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人所有の桶川市指定天然記念物椎檜等の枯れ、田の生育不良等の財産被害は、被申請人が操業する工場から亜硫酸ガス（硫黄化合物）、亜鉛ほかを発生・拡散させたことによるものである、との裁定を求めたものである。

その後、令和3年2月1日及び同年9月27日、申請人により裁定を求める事項が変更された（天然記念物椎檜を申請対象から外し、申請人旧宅内のシラカシ、ユズ等への被害を対象とする、及び生育の悪い付近の田の被害について裁定を求める時期を「5月1日～10月末日」から「令和2年10月末日まで」とする。）。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、埼玉県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の工場から発生・拡散した亜硫酸ガス等と申請人所有の桶川市指定天然記念物椎檜等の枯れ等の財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めたが、令和4年11月21日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終了した。

## 7 稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件

（公調委令和元年（セ）第3号事件・令和2年（セ）第7号事件）

### (1) 事件の概要

令和元年6月3日、茨城県稲敷市の宗教法人及び当該宗教法人の近隣住民12人から、土木関係会社、個人2人、砂利運搬業会社、稲敷市を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。土木関係会社が、申請人である宗教法人の山林の樹木を無許可で伐採し、山林及び申請人ら所有の共同墓地を無許可で埋め立てたため、土壌分析を行ったところ、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度指数が規制基準値を超過し、土壌の強アルカリ性により、樹木が枯死するなどし、また、当該宗教法人の近隣住民である申請人らの生活用水である井戸水が汚染されるおそれがあるとして、埋立てを実施した土木関係会社、現場指揮者2人、砂利運搬業会社及び無許可で埋め立てていることを知りながら埋立ての停止を命ずる等の適切な対応を行わなかった稲敷市を被申請人として、土砂の撤去費用等の財産被害及び井戸水汚染のおそれによる精神的苦痛を被っているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計2600万円等の支払を求めるものである。

なお、令和2年7月28日、申請人ら3人から申請を取り下げる旨、また、令和3年11月11日、申請人ら2人から申請を取り下げる旨の申出があった。

令和2年9月7日、同市の宗教法人の近隣住民9人から、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり（公調委令和2年（セ）第7号事件）、裁定委員会は、同年10月28日これを許可した。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人らが埋め立てた強アルカリ性の土壌と申請人らが所有する樹木の枯死や井戸水汚染などの財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任するとともに、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めている。

## 8 茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件

(公調委令和元年(ゲ)第2号事件)

### (1) 事件の概要

令和元年9月9日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、水戸地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。茨城県住民3人(原告)の所有する建物の柱、壁、基礎等に損傷が生じたのは、建築業者及び建設会社(被告)が行った土地造成工事及び擁壁工事によるものであるかについて、原因裁定を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、被告らが行った土地造成工事や擁壁工事と原告らの所有する土地の不同沈下や建物の損傷被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和4年11月22日、被告らが行った土地造成工事や擁壁工事と原告らの所有する建物の損傷被害との間に因果関係を認めるとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和元年(ゲ)第2号 茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件  
(水戸地方裁判所平成24年(ワ)第494号、同第676号損害賠償請求事件(以下「基本事件」という。))

裁 定

(当事者省略)

主 文

- 1 原告aについて別紙1物件目録1記載2の建物の柱、壁、基礎等に損傷が生じたのは、被告bが行った土地造成工事によるものと認められる。
- 2 原告aについて別紙1物件目録1記載2の建物の柱、壁、基礎等に損傷が生じたことについては、被告cが行った擁壁工事も原因といえるが、その寄与度は3～5%程度にとどまるものと認められる。
- 3 原告dらについて別紙2物件目録2記載2の建物の柱、壁、基礎等に損傷が生じたのは、被告bが行った土地造成工事によるものと認められる。
- 4 原告dらについて別紙2物件目録2記載2の建物の柱、壁、基礎等に損傷が生じたことについては、被告cが行った擁壁工事も原因といえるが、その寄与度は3～5%程度にとどまるものと認められる。

理 由

#### 第1 嘱託事項

- 1 原告aについて別紙1物件目録1記載2の建物の柱、壁、基礎等に損傷が生じたのは、被告bが行った土地造成工事によるものであるか。

- 2 原告 a について別紙 1 物件目録 1 記載 2 の建物の柱、壁、基礎等に損傷が生じたのは、被告 c が行った擁壁工事によるものであるか。
- 3 原告 d らについて別紙 2 物件目録 2 記載 2 の建物の柱、壁、基礎等に損傷が生じたのは、被告 b が行った土地造成工事によるものであるか。
- 4 原告 d らについて別紙 2 物件目録 2 記載 2 の建物の柱、壁、基礎等に損傷が生じたのは、被告 c が行った擁壁工事によるものであるか。

## 第 2 事案の概要

- 1 基本事件は、別紙 1 物件目録 1 記載 1 (1)、(2)の各土地（以下併せて「a 土地」という。）上にある別紙 1 物件目録 1 記載 2 の建物（以下「a 建物」という。）の共有者である原告 a 及び別紙 2 物件目録 2 記載 1 (1)、(2)の各土地（以下併せて「d 土地」といい、a 土地と併せて「本件各土地」という。）上にある別紙 2 物件目録 2 記載 2 の建物（以下「d 建物」といい、a 建物と併せて「本件各建物」という。）を共有する原告 d らが、それぞれ、本件各土地において被告 b が行った土地造成工事及び被告 c が行った擁壁工事（以下併せて「本件各工事」という。）に不備があったことにより不同沈下が生じ、本件各建物が損傷したなどと主張して、被告らに対し、民法 709 条等に基づき、損害賠償金等の連帯支払を求める事案である。
- 2 本件は、基本事件の受訴裁判所である水戸地方裁判所が、公害等調整委員会（以下「公調委」という。）に対し、基本事件につき、本件各工事と本件各建物の損傷との間の因果関係の存否について、公害紛争処理法 42 条の 3 第 1 項に基づく原因裁定の囑託をした事案である。

上記因果関係の存否について、被告らは、本件各建物の傾斜は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した宮城県東方沖を震源とするマグニチュード 9.0 の地震（以下「東日本大震災」という。）や原告らが行った擁壁上の重量ブロックの設置とそれに伴う盛土等に起因するものであり、本件各工事との間に因果関係はないなどと主張している。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2 つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照）

## 9 小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件

（公調委令和元年（セ）第 5 号事件・令和 2 年（セ）第 1 号事件・令和 2 年（セ）第 2 号事件・令和 2 年（セ）第 9 号事件・令和 4 年（調）第 2 号事件）

### (1) 事件の概要

令和元年 9 月 19 日、東京都小平市で事業を営む法人から、近接地に工場を有する法人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、近接する被申請人の工場から排出された物質によって増殖したカビの一種により、申請人の事業所の外壁に異常な黒ずみが発生したとして、被申請人に対し、損害賠償金 1130 万 4802 円の支払を求めたものである（その後、請求金額は 1008 万 8038 円（令和 3 年 3 月末時点）に変更）。

その後、令和 2 年 2 月 26 日、同市の住民 1 人から（公調委令和 2 年（セ）第 1 号事件）、同年 3 月 12 日、同市の住民 1 人から（公調委令和 2 年（セ）第 2 号事件）、同年 11 月 17 日、同市の住民 1 人から（公調委令和 2 年（セ）第 9 号事件）、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年 3 月 24 日（令和 2 年（セ）第 1 号事件）、同年 4 月 7 日（令和 2 年（セ）第 2 号事件）、同年 12 月 21 日

(令和2年(セ)第9号事件)これを許可した。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の工場から排出された物質と申請人らの事業所等の黒ずみ発生との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和4年6月14日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委令和4年(調)第2号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同年6月23日、第1回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了した。

## 10 江東区における音響機器からの騒音・振動等による生活環境被害責任裁定申請事件

(公調委令和元年(セ)第6号事件・令和4年(調)第8号事件)

### (1) 事件の概要

令和元年12月17日、東京都江東区の住民1人から、マンションの隣人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が居住しているマンションの隣人である被申請人が設置した音響機器からの騒音・振動等により、申請人は、静穏な環境が害され、睡眠が妨げられているため、慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金336万1566円の支払を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が設置した音響機器からの騒音・振動等と申請人に生じた生活環境等の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和4年12月15日、公害紛争処理法第42条の24第1項により職権で調停に付し(公調委令和4年(調)第8号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同年12月20日、第1回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了した。

## 11 草津市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和2年(ゲ)第1号事件・令和3年(ゲ)第4号事件・令和4年(調)第4号事件)

### (1) 事件の概要

令和2年3月12日、滋賀県草津市の住民1人から、スーパーマーケット経営会社及び日用品等販売会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた睡眠障害、頭痛、めまい、動悸、

耳の痛み等の健康被害は、被申請人らの店舗用に設置された室外機、変電設備、クーリングタワーからの騒音及び低周波音によるものである、との裁定を求めたものである。

その後、令和3年4月2日、同申請人から、同様の被害内容について、当初申請のあった被申請人とは別の者（日用品等販売店のフランチャイジー）を被申請人として、同内容の裁定を求める申請があり（公調委令和3年（ゲ）第4号事件）、同年4月26日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人ら店舗の室外機等からの騒音・低周波音と申請人に生じた睡眠障害、頭痛、めまい、動悸、耳の痛み等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和4年8月3日、公害紛争処理法第42条の33の規定により準用する同法第42条の24第1項により職権で調停に付し（公調委令和4年（調）第4号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同年8月29日、第1回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

## 12 南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

（公調委令和2年（セ）第5号事件・令和2年（ゲ）第2号事件・令和5年（調）第4号事件）

### (1) 事件の概要

令和2年5月21日、長崎県南島原市の住民1人から、製麺を営む会社を相手方（被申請人）として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、申請人に生じた苛立ちや朝6時以降の睡眠ができないことは、隣接する製麺工場からの騒音・振動によるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金150万円の支払を求めるものである。

原因裁定申請事件は、申請人の苛立ち等の健康被害は、被申請人が経営する製麺工場からの騒音によるものである、との裁定を求めるものである。裁定委員会は、令和2年6月19日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する製麺工場からの騒音と申請人に生じた苛立ち等の生活環境への被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年2月27日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び同第42条の33の規定により職権で調停に付し（公調委

令和5年（調）第4号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第1回現地調停期日において、当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

### 13 浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

（公調委令和2年（セ）第8号事件・令和2年（ゲ）第3号事件）

#### (1) 事件の概要

令和2年9月23日、静岡県浜松市の住民4人から、写真スタジオ経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、申請人らが、被申請人が経営する写真スタジオから発生する騒音により、精神的苦痛を受けているため、被申請人に対し、慰謝料として、損害賠償金合計3000万円の支払を求めるものである。

原因裁定申請事件は、申請人らに生じた心身症、心的外傷後ストレス障害（PTSD）による死産、心因性頻尿の健康被害及び受験勉強が妨げられているのは、被申請人が経営する写真スタジオから発生する騒音により、平穏に生活する権利を侵害されていることによるものである、との裁定を求めるものである。裁定委員会は、令和2年10月20日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する写真スタジオからの騒音と申請人らに生じた心身症等の健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

### 14 福岡市における工場等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和3年（ゲ）第1号事件・令和4年（調）第5号事件）

#### (1) 事件の概要

令和3年1月6日、福岡県福岡市の住民2人から、近隣の菓子製造会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた不眠症、頭位めまい症、不眠ストレス等の健康被害は、被申請人が経営する菓子製造工場及び倉庫の空調室外機等からの騒音によるものである、との裁定を求めたものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、福岡県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する工場等からの騒音と申請人らに生じた不眠症等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、



本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和4年10月27日、公害紛争処理法第42条の33の規定により準用する同法第42条の24第1項により職権で調停に付し（公調委令和4年（調）第5号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第1回現地調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

## 15 燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件

（公調委令和3年（セ）第1号事件）

### (1) 事件の概要

令和3年1月19日、新潟県燕市の住民1人から、隣接する金属加工会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅に隣接する金属加工会社（被申請人）の金属プレス工場からの振動により、申請人宅が損壊し、騒音により、申請人とその家族が精神的苦痛を受け、また、有機溶剤を使用する工場からの悪臭により、申請人とその家族に頭痛、吐き気、目の充血等の健康被害が発生しているとして、被申請人に対し、損害賠償金3808万円の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人工場からの振動・騒音・悪臭と申請人宅の損壊及び申請人に生じた頭痛等の健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 16 東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和3年（セ）第2号事件）

### (1) 事件の概要

令和3年2月22日、愛知県東海市の住民3人から、隣接する自動車部品塗装会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら宅に隣接する自動車部品塗装会社（被申請人）の工場からの粉じん及び悪臭等により、申請人Aは、自宅及び土地の頻繁な清掃を余儀なくされ、換気等もできず、適応障害及び心因反応を発症し、申請人Aと同居している申請人Bは、過敏性肺炎と診断されて入退院を繰り返しており、申請人Cは、住居等について多額の清掃等費用が発生しているほか、太陽光発電システムの発電量不足による損害等も発生しているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計2515万8922円の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、愛知県公害審査会に対して責任裁定申請の受

理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の工場からの粉じん及び悪臭等と申請人ら宅の財産被害及び申請人らに生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の進行協議期日を開催するなど、手続を進めている。

## 17 熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和3年(セ)第3号事件・令和3年(ゲ)第2号事件・令和5年(調)第5号事件)

### (1) 事件の概要

令和3年3月17日、熊本県熊本市の住民1人から、マンション管理組合、個人2人を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、申請人が、被申請人マンション管理組合が管理するマンション駐車場から発生する騒音や振動により、睡眠障害を伴う神経症を発症する等精神的苦痛を受けており、また、住居の外壁に防音シートを張る等の防音対策を講じたため、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金1373万2915円の支払を求めるものである。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた不眠症、不安神経症、自律神経失調症の健康被害は、被申請人マンション管理組合が管理するマンション駐車場から発生する騒音や振動によるものである、との裁定を求めるものである。裁定委員会は、令和3年4月20日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、熊本県公害審査会に対して責任裁定申請及び原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が管理するマンション駐車場からの騒音・振動と申請人に生じた不眠症等の健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年3月29日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び公害紛争処理法第42条の33の規定により職権で調停に付し(公調委令和5年(調)第5号事件)、裁定委員会が自ら処理することとし、手続を進めている。

## 18 横浜市における解体工事等に伴う振動等による財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和3年(ゲ)第3号事件)

### (1) 事件の概要

令和3年3月29日、神奈川県横浜市の住民14人と宗教法人から、学校法人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが所有する土地や建物及び公衆用通路における被害、低層住宅地における生活環境の悪化による被害は、被申請人の校舎再整備計画に起因する大規模建築物及び工作物の解体行為と増築行為によるものである、との裁定を求めるものである。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人による大規模建築物等の解体行為等と申請人らが所有する土地等や公衆用通路の被害及び生活環境の悪化による被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 19 丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因裁定申請事件

(公調委令和3年(ゲ)第5号事件・令和4年(ゲ)第2号事件)

### (1) 事件の概要

令和3年4月26日、兵庫県丹波篠山市で養鶏場を営む住民1人から、申請人所有の鶏舎及び農地近隣に居住する住民3人並びに鶏舎所在地区の住民によって構成される自治会を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが訴える悪臭・騒音その他生活被害は、申請人の事業活動に起因するものではない、との裁定を求めるものである。

その後、令和4年1月31日、申請人により裁定を求める事項が変更された(被申請人らの訴える、被申請人ら各自宅、本件鶏舎付近公道での悪臭及び騒音被害は、換気扇や餌やり機の稼働、鶏糞(けいふん)等の搬出その他本件鶏舎における申請人の事業活動によるものではない、との裁定を求める。)

一方、令和4年2月21日、上記被申請人らである住民3人及び自治会から、上記申請人である養鶏場を営む住民1人を相手方(被申請人)として、被申請人らに生じた①平成31年1月以降の悪臭被害は、申請人の鶏舎及びその周辺の鶏糞又は同所から搬出された鶏糞によるものであること、②平成31年1月以降の騒音被害は、申請人の鶏舎及びその周辺における申請人の事業活動に伴う換気扇、給餌機、車両、重機等の稼働によるものであること、との裁定を求める申請があり(公調委令和4年(ゲ)第2号事件)、同年3月17日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、兵庫県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人らが訴える悪臭等被害と申請人の営む事業活動との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 20 札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和3年(セ)第4号・令和3年(ゲ)第6号事件・令和5年(調)第2号事件)

### (1) 事件の概要

令和3年5月6日、北海道札幌市の住民1人から、申請人宅近傍の医療法人(診療所)を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、被申請人の経営する診療所に設置されているエアコン室外機からの低周波音を含む騒音により、申請人は、肉体的・精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金100万円の支払を求めたものである。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた不眠、疲労感、気分の落込み、イライラ感等の健康被害は、被申請人の経営する診療所に設置されているエアコン室外機からの低周波音を含む騒音によるものである、との裁定を求めたものである。裁定委員会は、令和3年6月2日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、北海道公害審査会に対して責任裁定申請及び原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の経営する診療所に設置されたエアコン室外機からの騒音等と申請人に生じた不眠等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年1月30日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び同第42条の33の規定により職権で調停に付し(公調委令和5年(調)第2号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第1回現地調停期日において、当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

## 21 宮城県亶理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和3年(セ)第5号事件・令和5年(調)第3号事件)

### (1) 事件の概要

令和3年7月26日、宮城県亶理町の住民1人から、亶理町を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が申請人宅近くに町道を開通させたことによる車両騒音により、偏頭痛を発症し通院を余儀なくされており、また、車両騒音対策として、二重サッシ工事を行ったが、完全に防音できず、一部の部屋が使用できずに寝室の変更や窓を開けられない状態が続いているため、被申請人に対し、慰謝料、二重サッシの設置代等の損害賠償金156万3616円の支払を求めるものである。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が開通させた町道からの騒音と申請人に生じた偏頭痛による健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年2月14日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和5年（調）第3号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同年3月27日、第1回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

## 22 神戸市における再生砕石埋立てによる土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件

（公調委令和3年（ゲ）第8号事件）

### (1) 事件の概要

令和3年8月3日、兵庫県神戸市の酪農組合の組合員1人から、建設会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が神戸牛の飼育等を行っている土地（申請人が所属する酪農組合の所有地）に発生した土壌汚染及び水質汚濁は、被申請人が埋め立てた再生砕石によるものである、との裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が埋め立てた再生砕石と、申請人が所属する組合の所有する土地に発生した土壌汚染及び水質汚濁との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

## 23 川越市における室内機等からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件

（公調委令和3年（ゲ）第9号事件）

### (1) 事件の概要

令和3年8月11日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、さいたま地方裁判所川越支部から、原因裁定をすることの嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。原告らに生じた健康被害は、植物栽培販売会社（被告）が温室に設置した室内機及び室外機の稼働音によって生じたものであるかについて、原因裁定を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、被告が温室に設置した室内機及び室外機の稼働音と原告らに生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた

結果、令和5年1月12日、原告らに生じた健康被害と被告が温室に設置した室内機及び室外機の稼働音との間の因果関係は認められないとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和3年（ゲ）第9号 川越市における室内機等からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件

裁 定  
(当事者省略)  
主 文

原告らに令和元年9月以降に生じた健康被害は、被告が埼玉県川越市〇〇所在の温室に設置した室内機及び室外機の稼働音によって生じたものであるとは認められない。

事実及び理由

#### 第1 嘱託事項

原告らについて令和元年9月以降に生じた健康被害は、被告が埼玉県川越市〇〇所在の温室に設置した室内機及び室外機の稼働音によって生じたものであるか。

#### 第2 事案の概要

原告らは、令和2年1月14日、さいたま地方裁判所川越支部に対し、被告を相手方として、被告が原告ら宅西側の土地に設置した温室（以下「本件温室」という。）の室内機及び室外機（以下、併せて「空調機」という。）から生ずる稼働音により、原告ら家族全員が体調不良となり、転居を検討しなければならない状態となっているなどと主張し、不法行為に基づき、原告aについては慰謝料等合計3900万円、その他の原告らについては慰謝料各300万円の支払等を求める損害賠償請求訴訟（同裁判所令和2年（ワ）第●号）を提起した。

本件は、同裁判所からの公害紛争処理法第42条の32第1項に基づく嘱託（令和3年8月11日受理）による、空調機の稼働音と原告らに令和元年9月以降に生じた健康被害との間の因果関係の存否に係る原因裁定嘱託事件である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

## 24 銚田市における給湯機等からの低周波音による健康被害・振動被害原因裁定申請事件 (公調委令和3年（ゲ）第10号事件)

### (1) 事件の概要

令和3年8月27日、茨城県銚田市の住民1人から、隣接する住民を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた頭痛、吐き気、耳鳴り等の健康被害及び申請人宅に生じた振動被害は、被申請人が設置したヒートポンプ給湯機等か

ら低周波音を発生・拡散させたことによるものであり、また、振動被害が悪化したのは、被申請人がアルミ塀を立てたことによるものである、との裁定を求めるものである。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が設置したヒートポンプ給湯機等からの低周波音と申請人に生じた頭痛等の健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 25 市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和3年(セ)第6号・令和3年(ゲ)第11号事件)

### (1) 事件の概要

令和3年9月6日、千葉県市川市の住民1人から、申請人の元居住地宅近傍で銭湯を経営する者(被申請人A)及びマンションを建築する会社(被申請人株式会社B)を相手方として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、銭湯を経営する被申請人Aが、湯を沸かす薪窯で建築廃材等を使用して不完全燃焼を繰り返し、黒煙等の煤煙と悪臭やPM2.5を含む化学物質やガス等を発生、拡散させ、被申請人株式会社Bが施工するマンションの建設に伴って風速、風向、風圧が変化し、被申請人Aが発生させている煤煙・悪臭・ガス等が申請人の元居住地宅へ誘導された結果、申請人は、家具、壁紙、寝具、衣類等に臭いが吸着する被害、咳、肺がん等のリスクの増加、頭痛、めまい等の健康被害が生じたとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計664万1380円の支払を求めるものである。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた咳、肺がん等のリスクの増加、頭痛、めまい等の健康被害等は、被申請人Aが経営する銭湯で建築廃材等を使用し不完全燃焼によるPM2.5を含む化学物質等の煙を排出し、被申請人株式会社Bが施工するマンションの建設に伴って風速、風向、風圧が変化したため、申請人の元居住地宅へ煙が誘導され、被害を拡大したことによるものである、との裁定を求めるものである。裁定委員会は、令和3年9月29日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する銭湯から不完全燃焼により化学物質等の煙を排出したこと等と申請人に生じた咳、頭痛等の健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 26 品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和3年(セ)第7号・令和3年(ゲ)第12号事件)

### (1) 事件の概要

令和3年9月8日、品川区の住民1人から、申請人宅に隣接するアパートの所有会社を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、申請人宅に隣接する被申請人所有のアパートに設置されている換気扇等から発生している騒音・悪臭により、申請人は、動悸、耳鳴り、眩暈を症状とする睡眠障害による自律神経失調症を罹患し、また、換気扇からのタバコと柔軟剤が混ざった不快な臭気のため、騒音源に面した申請人宅6か所すべての窓を開けられずストレスを感じているとして、被申請人に対し、損害賠償金93万6360円の支払を求めるものである。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた動悸、耳鳴り、眩暈を症状とする睡眠障害による自律神経失調症の健康被害は、被申請人が所有するアパートの設備から騒音及び悪臭を発生させ続けていることによるものである、との裁定を求めるものである。裁定委員会は、令和3年9月24日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が所有するアパートの設備からの騒音と申請人らに生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 27 小平市における歯科医院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和3年(セ)第8号事件・令和4年(調)第7号事件)

### (1) 事件の概要

令和3年9月14日、東京都西東京市の住民1人から、医療法人(歯科医院)を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が経営する小売店の上階にある歯科医院から発生していると思われる低周波音及び歯科医院の床を通して振動する騒音により、申請人に不眠、吐き気、耳鳴り等の健康被害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金70万円の支払を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の歯科医院の床からの騒音等と申請人に生じた不眠等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和4年12月6日、公害紛争処理法第42条の24第1項により職権で調停に付し(公調委令和4年(調)第7号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第1回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事



者双方が合意して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

## 28 名古屋市における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害原因裁定申請事件

(公調委令和3年(ゲ)第13号事件)

### (1) 事件の概要

令和3年9月24日、愛知県名古屋市の各種機械器具製造販売会社から、隣接する金属リサイクル会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の本社における日々の業務や会議・商談の実施において、会話が聞き取れず、会議室や会議時間の変更を余儀なくされるという等の業務上の支障・被害は、被申請人が本社兼工場において、取引先から大型トラックの荷台に鉄くず等を積載して工場内に搬入し、当該鉄くず等を荷台から工場敷地内に搬出するという業務工程において発生・拡散させた騒音によるものである、との裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が本社兼工場で鉄くず等を搬入・搬出する際に発生・拡散させた騒音と申請人が当該騒音により会議時間等の変更を余儀なくされる等の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 29 大阪市における樋交換工事に伴う粉じんによる財産被害原因裁定嘱託事件

(公調委令和3年(ゲ)第14号事件・令和3年(ゲ)第16号事件)

### (1) 事件の概要

令和3年10月7日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、大阪地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託があった。(公調委令和3年(ゲ)第14号事件)

その後、原告は異なるが被告を同一とする事件について、令和3年11月26日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、大阪地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託があった。(公調委令和3年(ゲ)第16号事件)

嘱託事項は以下のとおりである。原告ら(大阪府住民5人)の所有する自動車について、鉄粉が付着し錆が発生する被害が生じたのは、被告石油会社が、被告運輸会社の所有する建物の旧樋の撤去、新樋の設置工事及びこれに関連する工事を行った際に鉄粉が飛散したことによるものであるかについて、原因裁定を求めたものである。

裁定委員会は、同年12月21日、これらを併合して手続を進めることとし、令和4年1月11日にこれを決定した。

なお、令和3年(ゲ)第14号事件については、令和4年7月28日、大阪地方裁判所において、同事件の嘱託元の事件の訴えが取下げられたことにより、終了した。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、被告石油会社が行った被告運輸会社の所有する建物の旧樋の撤去、新樋の設置工事及びこれに関連する工事と、原告らの所有する自動車に鉄粉が付着し錆が発生する被害が生じたこととの因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和5年2月13日、被告石油会社が行った被告運輸会社の所有する建物の旧樋の撤去、新樋の設置工事及びこれに関連する工事と、原告らの所有する自動車に鉄粉が付着し錆が発生する被害が生じたこととの間に因果関係は認められないとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和3年（ゲ）第16号 大阪市における樋交換工事に伴う粉じんによる財産被害原因裁定嘱託事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

原告らの所有する自動車について、鉄粉が付着し錆が発生する被害が生じたのは、被告aが、被告bの所有する建物の旧樋の撤去、新樋の設置工事及びこれに関連する工事を行った際に鉄粉が飛散したことによるものであるとは認められない。

事実及び理由

## 第1 嘱託事項

原告らの所有する自動車について、鉄粉が付着し錆が発生する被害が生じたのは、被告aが、被告bの所有する建物の旧樋の撤去、新樋の設置工事及びこれに関連する工事（本件工事）を行った際に鉄粉が飛散したことによるものであるか。

## 第2 事案の概要

原告らは、令和2年11月2日、大阪地方裁判所に対し、被告兼被告b補助参加人aが被告bの所有する倉庫（以下「本件倉庫」という。）の樋交換及びこれに関連する工事（以下、併せて「本件工事」という。）を行った際に鉄粉を飛散させ、隣接する駐車場に駐車していた原告らの所有する各車両（以下「本件各車両」という。）に付着させ損傷を与えたとして、被告aに対しては民法709条、719条、被告bに対しては民法709条、717条、719条に基づき、修理費用等の支払を求める損害賠償請求訴訟（同裁判所令和2年（ワ）第●号）を提起した。

本件は、同裁判所から、上記事件に関して、公害紛争処理法42条の32第1項に基づきなされた本件工事による鉄粉の飛散と本件各車両に生じた被害との間の因果関係の存否に係る原因裁定嘱託事件である（令和3年11月26日受理）。

なお、当委員会は、大阪地方裁判所より、本件被告らに対して、本件工事による鉄粉飛散により車両被害を受けたとする別の原告から提起された損害賠償請求訴訟（同裁判所令和元年（ワ）第●号、令和2年（ワ）第●号）に関し、同趣旨の嘱託を受け、公調委令和3年（ゲ）第14号（以下「14号事件」という。）として受理した上、本件と併合して審理を進めていたが、令和4年7月28日、同訴訟が取下げによって終了したことから、14号事件も当然に終了した。第2事件は、本件店舗南側にある駐車場の隣接地に居住する第2事件申請人ら（以下「申請人cら」といい、申請人aらと併せて「申請人ら」という。）が、本件店舗より生ずる悪臭及び騒音により精神的苦痛を被り、また、それらを避けるためにサンルームの設置を余儀なくされたなどと主張し、被申請人に対し、申請人c（以下「申請人c」という。）はサンルーム設置費用及び慰謝料等合計237万7600円、申請人d（以下「申請人d」という。）は慰謝料100万円の各支払を求める事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

### 30 札幌市における室外機等からの振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和3年(ゲ)第17号事件)

#### (1) 事件の概要

令和3年11月26日、北海道札幌市の住民2人から、近隣の住民2人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた吐き気、嘔吐、食欲不振、筋肉痛、手足のしびれ、動悸、ふらつき、めまい、不眠は、被申請人ら宅の室外機及びエコキュートから発生する振動と低周波音によるものである、との裁定を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、北海道公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人ら宅の室外機等から発生する振動及び低周波音と申請人らに生じた吐き気等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

### 31 大田区における飲食店からの騒音・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委令和3年(セ)第9号事件)

#### (1) 事件の概要

令和3年12月7日、東京都大田区の住民2人から、隣接する飲食店運営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が経営する飲食店から、定休日を除き早朝より深夜まで、空調機・換気扇の稼働による騒音及び厨房等の片付け作業や客声による騒音並びに調理時に臭気を発生させていることから、申請人らは騒音及び臭気対策のため、エアコンや空気清浄機の設置等を行ったが十分な効果が得られず、申請人Aは体調を崩して入退院を繰り返すなどの健康被害を被っているなどとして、申請人らが被申請人に対し、損害賠償金合計355万736円の支払を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する飲食店からの騒音及び臭気と申請人Aに生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

### 32 神奈川県大磯町におけるマンション上階からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第1号事件)

#### (1) 事件の概要

令和4年2月22日、神奈川県大磯町の住民1人から、マンション上階の住民を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅上階からの人が飛び跳ね着地した際に発生するような音や、床に物を落としたような音、何かで床を継続的に叩くような音、物を引き擦るような音、戸や引き出しを乱暴に閉めた時の音、金属が床を転げるような音と、それに伴う振動により、申請人の生活の平穏が害され、睡眠阻害、睡眠障害、睡眠不足による体調の悪化が生じているとして、被申請人に対し、損害賠償金269万1298円の支払を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、申請人宅上階からの音及びそれに伴う振動と申請人に生じた睡眠阻害、睡眠障害、睡眠不足による体調の悪化等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

### 33 宝塚市における宅地造成工事に伴う振動による財産被害原因裁定嘱託事件

(公調委令和4年(ゲ)第3号事件)

#### (1) 事件の概要

令和4年4月18日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、神戸地方裁判所伊丹支部から、原因裁定をすることの嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。原告の所有する建物について、基礎、内壁等に損害が生じたのは、被告土木工事会社らが当該建物の東側隣地において宅地造成工事を実施したことによるものであるかについて、原因裁定を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、被告土木工事会社らが当該建物の東側隣地において実施した宅地造成工事と原告の所有する建物の基礎、内壁等に生じた損害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

### 34 足立区における菓子製造機械等からの振動・低周波音による生活環境被害原因裁定申請事件

(公調委令和4年(ゲ)第4号事件)

#### (1) 事件の概要

令和4年4月26日、東京都足立区住民1人から、洋生菓子製造・販売会社の持株会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅に生じているきしみ音や振動による生活環境被害は、被申請人が設置したオフィスの機械等から振動及び低周波音を発生させたことによるものである、との裁定を求めるものである。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が設置したオフィスの機械等からの振動及び低周波音と申請人宅に生じているきしみ音や振動による生活環境被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

## 35 さいたま市におけるキュービクル等からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第2号事件)

### (1) 事件の概要

令和4年4月28日、埼玉県さいたま市の住民2人から、高齢者施設経営会社、建築会社、建設コンサルタント会社、個人1人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。高齢者施設経営会社が、申請人ら宅南側に建築した有料老人ホームに設置したキュービクル(高圧受電設備)等から発生している低周波音を含む騒音により、申請人Aに、頭重感、食欲減退、めまい、動悸、不眠症等の深刻な健康被害が生じ、また、申請人Bは、日々騒音を受け続けるという形で平穩生活権を侵害されているとして、申請人らは、被申請人らに対し、連帯して、精神的損害の一部として、損害賠償金合計500万円の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、高齢者施設経営会社が申請人ら宅南側に建築した有料老人ホームに設置したキュービクル(高圧受電設備)等から発生している低周波音を含む騒音と、申請人らに生じた深刻な健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 36 港区における高層マンション上階からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和4年(ゲ)第5号事件)

### (1) 事件の概要

令和4年5月18日、東京都港区の住民1人から、マンション上階の住民を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が被申請人宅から発生させた騒音・振動によるものである、との裁定を求めるものである。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、申請人に生じた健康被害と、被申請人宅で発生する騒音・振動との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

## 37 越谷市におけるガソリンスタンド建設に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和4年(ゲ)第6号事件)

### (1) 事件の概要

令和4年5月25日、埼玉県越谷市の住民1人から、石油製品販売会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が所有している居宅及び工房等に生じたクラック、隙間、傾き等の家屋被害は、当該居宅及び工房等の隣地に所在する被申請人運営のガソリンスタンドが建設されたことによって生じた地盤沈下が原因である、との裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人運営のガソリンスタンドが建設されたことによって生じた地盤沈下と当該居宅及び工房等に生じた家屋被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

## 38 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和4年(ゲ)第7号事件)

### (1) 事件の概要

令和4年6月14日、山口県周南市の住民1人から、隣接する工場の操業者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。平成27年10月28日から申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、倦怠感、睡眠不足、睡眠不足から生じる視力低下、耳石の移動による強烈なめまい等の健康被害は被申請人が操業する工場から発生させた超音波と唸り音の騒音によるものである、との裁定を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和4年8月3日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結した。

### 39 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第3号事件)

#### (1) 事件の概要

令和4年6月28日、東京都など7都府県の住民153人から、自動車メーカー7社及び国(代表者環境大臣)を相手方(被申請人。以下、上記自動車メーカー7社を「被申請人メーカーら」、上記国を「被申請人国」という。)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら(東京都など7都府県の「自動車NOx・PM法対策地域」に居住する住民153人で、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「公害健康被害補償法」という。)の認定を受けていないもの)が、公害健康被害補償法の定める指定疾病である気管支喘息、慢性気管支炎、肺気腫等の疾病に罹患したのは、被申請人メーカーらが、ディーゼル排気微粒子が深刻な健康影響をもたらすことを認識しながら、排ガス公害対策が不十分な自動車を大量に製造・販売し、大気汚染を生じさせたことによるものであり、被申請人メーカーらは不法行為による賠償責任を負うとして、また、被申請人国は、自動車排出ガスに関する規制権限の不行使により、国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項による賠償責任を負うとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計1億5300万円の支払を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

### 40 西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第4号事件)

#### (1) 事件の概要

令和4年7月14日、兵庫県西宮市の住民12人から、国(代表者国土交通大臣)及び道路会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに、喉の痛みや不眠等の健康被害及び自宅の汚れ、ひび割れ等の財産被害が生じたのは、被申請人らが、道路管理者の立場にありながら、国道及び高速道路の供用・竣工以来一日中車を走行させ、騒音、振動、低周波音及び大気汚染(NO<sub>2</sub>、SPM、PM2.5及び降下煤塵)を発生させたことによるものであるとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計337万7818円の支払を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

#### 41 柏市における家屋からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第5号事件)

##### (1) 事件の概要

令和4年8月1日、千葉県柏市の住民1人から、犬のブリーダー業を営む隣人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が、精神的苦痛等の健康被害を被り、人格権として保護されるべき健康で平穏な生活を享受する利益を侵害されているのは、被申請人が、申請人宅に隣接する自宅兼アパートで犬のブリーダー業を営み、複数の犬の吠え声による騒音を発生させていることによるものであるとして、慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金440万円等の支払を求めるものである。

##### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が、申請人宅に隣接する自宅兼アパートで複数の犬の吠え声による騒音を発生させたことにより、申請人が精神的苦痛等の健康被害を被り、人格権として保護されるべき健康で平穏な生活を享受する利益を侵害されたかについて、専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

#### 42 恵那市における鉄工所からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第6号事件・令和5年(調)第1号事件)

##### (1) 事件の概要

令和4年8月4日、岐阜県恵那市の住民1人から、製造業会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が、イライラ感や不安感を感じ、日常的に仕事をしようとしても集中力が欠如する状態となり、著しい精神的・肉体的苦痛を被り、人格権として保護されるべき健康で平穏な生活を享受する利益を侵害されているのは、申請人宅の隣地で、被申請人が経営する鉄工所から発生する作業音(鉄骨をたたく音や鉄骨を落とす地響きを伴う音、金属切断音)によるものであるとして、被申請人に対し、慰謝料等として、損害賠償金330万円等の支払を求めたものである。

##### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する鉄工所から発生する作業音と申請人に生じた著しい精神的・肉体的苦痛等の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年1月18日、公害紛争処理法第42条の24第1項により職権で調停に付し(公調委令和5年(調)第1号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同年1月27日、第1回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。



#### 43 江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第7号事件・令和4年(ゲ)第8号事件)

##### (1) 事件の概要

令和4年9月29日、東京都江東区の住民1人から、申請人宅に隣接する印刷会社を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、申請人宅に設置されているサッシが腐食したのは、被申請人が、申請人宅の隣に所在する印刷工場に設置した換気口から化学物質を含む空気を外部に排出・拡散させたことによるものであるとして、被申請人に対し、修繕費として損害賠償金126万8300円の支払を求めるものである。

原因裁定申請事件は、申請人宅に設置されているサッシに腐食が生じたのは、被申請人が印刷工場から化学物質を排出・拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものである。

##### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

#### 44 松戸市における工場からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第8号事件)

##### (1) 事件の概要

令和4年10月18日、千葉県松戸市の住民1人から、申請人宅に隣接する生コンクリート製造会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が日常生活の会話や電話、テレビの聞き取りに不自由を感じ、不快感・イライラ等を感じる、といった生活妨害を受けているのは、被申請人が、申請人宅に隣接する生コンクリート工場で、パワーショベル、ブルドーザー等の重機と、生コンクリート運搬用のミキサー車の稼働によって騒音を発生させたことによるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金588万7364円の支払を求めるものである。

##### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

#### 45 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和4年(ゲ)第9号事件)

##### (1) 事件の概要

令和4年10月18日、山口県周南市の住民1人から、隣接する工場の操業者を相手

方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。平成27年10月28日から申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、倦怠感、睡眠不足、睡眠不足から生じる視力低下、耳石の移動による強烈なめまい等の健康被害の中で令和4年3月頃から南の工場群のマスクング音がない時と低周波は被申請人が操業する工場から発生させた騒音によるものである、との裁定を求めたものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でない認められることから、令和4年11月8日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結した。

### 46 足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和4年（ゲ）第10号事件）

#### (1) 事件の概要

令和4年11月4日、東京都足立区の住民2人から、アクセサリ製造等会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた抑うつ状態、睡眠障害、胃腸障害、体重低下等の健康被害は、被申請人の工場から騒音・低周波音・振動を発生・拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、東京都公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 47 神奈川県葉山町におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和4年（ゲ）第11号事件）

#### (1) 事件の概要

令和4年11月15日、神奈川県葉山町の住民1人から、隣人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた睡眠障害・圧迫感・頭痛・胸痛・耳の痛み・筋肉痛等の健康被害は、被申請人が被申請人宅に設定したヒートポンプ設備から発生する低周波音によるものである、との裁定を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、神奈川県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

#### 48 神戸市における認定こども園からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第9号事件)

##### (1) 事件の概要

令和4年11月24日、兵庫県神戸市の住民2人から、社会福祉法人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が申請人ら宅西側で運営する認定こども園において、朝から閉園時まで、受忍限度をはるかに超える騒音(園庭で遊ぶ園児の叫び声(金切り声))を恒常的に発生させたことにより、申請人Aは資格取得のための勉強ができないだけでなく、自律神経失調症を発症し、不眠、動悸、倦怠感、頭痛等の症状により安定剤の服用を余儀なくされるなど、耐えがたい精神的苦痛を被り、また、申請人Bも、就寝時以外の大半をリビングで過ごすため、精神的苦痛を受けていることから、申請人らは、被申請人に対し、騒音緩和のために自費で設置した二重窓の工事費用及び慰謝料として、損害賠償金合計310万円の支払を求めるものである。

##### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

#### 49 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和4年(ゲ)第12号事件)

##### (1) 事件の概要

令和4年12月9日、山口県周南市の住民1人から、隣接する工場の操業者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた精神的健康被害(床につく恐怖等)、睡眠負債等の健康被害は被申請人が操業する工場からの騒音によるものである、との裁定を求めたものである。

##### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でない認められることから、令和5年1月24日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結した。

#### 50 熊本市における飲食店からの悪臭・騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第10号事件)

##### (1) 事件の概要

令和4年12月22日、熊本県熊本市の住民2人から、隣接する飲食店経営者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人が経営する飲食店から発生する悪臭、騒音、振動及び地響きにより、精神的・肉体的被害を受けているほか、

申請人Aは令和4年5月に緊急搬送され、脳虚血発作との診断を受け3週間入院し、また、申請人Bは吐き気、嘔吐(おうと)、睡眠障害、ストレス、不安感等の症状で現在も通院しているため、被申請人に対し、医療費、慰謝料等として、損害賠償金合計450万円の支払を求めたものである。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、責任裁定をすることが相当でない認められることから、令和5年2月7日、公害紛争処理法第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結した。

## 51 武蔵野市におけるエネファーム等からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和4年(ゲ)第13号事件)

### (1) 事件の概要

令和4年12月23日、東京都武蔵野市の住民1人から、近隣の住民2人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた適応障害という健康被害は、被申請人ら宅に設置されている家庭用電池コージェネレーションシステム及びエアコン室外機から騒音・低周波音・振動を発生・拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

## 52 日野市における飲食店からの大気汚染・悪臭による財産被害等原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第1号事件)

### (1) 事件の概要

令和5年1月25日、東京都八王子市の住民2人から、申請人ら宅の隣で飲食店を営む個人や同店が入居するビルの共同所有者ら4人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。①申請人らが申請人ら宅から避難せざるを得なくなった被害、②申請人Aに生じた息苦しさ、頭痛、吐き気、胸痛、不眠等の健康被害、③申請人らの住環境の悪化等の被害、④申請人らの設置物等の汚染損傷と草木等の自然環境の破潰の被害は、被申請人らが必要な対策をせず換気扇等を使用し、発生した排気・悪臭を申請人ら宅に向けて放出したことによるものである、との裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 第3節 令和4年度に係属した義務履行勧告事件

---

令和4年度に公害等調整委員会に係属した義務履行勧告事件は、新たに受け付けた1件であり、翌年度に繰り越された（表1-2-1）。

#### 1 木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

（公調委令和5年（リ）第1号事件）

##### (1) 事件の概要

木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等職権調停事件は、被申請人らの店舗からのカラオケ騒音及び同店舗外での客の騒擾等により、申請人Aは、同店舗近隣の賃貸用建物の家主としてこれらの行為の仲裁に追われ、まともな休日をとれず、不安抑うつ状態になり、生活に支障を来し、肉体的・精神的・金銭的苦痛を受けているとするとともに、申請人ら所有賃貸用建物も、退去者が出るなどの被害を受けており、空室期間の財産的損害と精神的苦痛を受けているとして、被申請人らに対し、連帯して、申請人Aに対し1500万円、Bに対し400万円、Cに対し200万円、Dに対し270万円の損害賠償金の支払を求めた事件について、職権で調停に付し（平成27年（調）第3号事件）、平成27年5月29日、調停が成立した事件である。

令和5年2月14日、前記調停事件の申請人らから、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出があった。

##### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに主任委員を任命し、手続を進めている。

## 第4節 令和4年度に実施したフォローアップ

---

令和4年度に公害等調整委員会において実施した事件終結後のフォローアップは以下の2件である。

### 1 豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件の調停条項に係るフォローアップ

(公調委平成5年(調)第4号・平成5年(調)第5号事件)

本件は、香川県土庄町豊島に不法投棄された産業廃棄物に起因する水質汚濁被害等の解決に係るもので、平成12年6月に調停が成立した。

フォローアップを行って23年度目となる令和4年度は、申請人ら及び被申請人の香川県が設置する豊島廃棄物処理協議会並びに香川県が設置する豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に事務局職員がそれぞれオブザーバーとして出席し、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。

### 2 宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害職権調停事件の調停条項に係るフォローアップ

(公調委平成23年(ゲ)第1号・平成24年(調)第8号事件)

本件は、沖縄県宮古島市が実施した海中公園の建設工事に起因する水質汚濁被害の解決に係るもので、平成24年12月に調停が成立した。

フォローアップを行って11年度目となる令和4年度は、被申請人の宮古島市から、調停条項に基づく措置の実施状況につき報告徴収するとともに、宮古島市が設置する専門家等で構成される専門委員会に事務局職員がオブザーバーとして出席することにより、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。